社会福祉法人磐田市社会福祉協議会事務局組織規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第３５条の規定に基づき、事務局の組織と所掌事務を明確にするとともに、事務の適正かつ能率的な遂行を図るために必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　事務局に次の課、係、事業所及びセンターを置く。

⑴　地域福祉課

ア　総務係

イ　地域福祉係

ウ　生活支援係

エ　ケアサービス事業所

オ　地域包括支援センター（福田地域包括支援センター）

（職員）

第３条　事務局に事務局長のほか、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、主査、所長、主任、副主任、主事、介護支援専門員、訪問介護員、保健師、看護師及び嘱託・臨時・登録職員を置く。ただし、組織運営上、会長が必要ないと認めた職制は置かないことができる。

２　職員の職務は、本会職制規程の定めるところによる。

（分掌事務）

第４条　第２条に規定する事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

⑴　地域福祉課

ア　総務係

ａ　理事会、評議員会、監査及び部会、委員会に関すること。

ｂ　定款、諸規程の制定改廃に関すること。

ｃ　事業計画書及び事業報告書に関すること。

ｄ　組織及び企画に関すること。

ｅ　予算、決算に関すること。

ｆ　財産管理及び経理に関すること。

ｇ　職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関すること。

ｈ　法人登記に関すること

ｉ　広報公聴に関すること。

ｊ　社会福祉大会及び表彰に関すること。

ｋ　寄付、会費、共同募金に関すること。

ｌ　総合健康福祉会館会議室の受付業務等に関すること。

ｍ　契約事務に関すること。

n　防災に関すること。

o　庶務全般に関すること。

p　他課等の所管に属さない事務及び前各号に付帯する事務に関すること。

イ　地域福祉係

a　福祉事業の企画、調整、研究に関すること。

b　小地域福祉活動の推進及び活動支援に関すること。

c　高齢者、障害者及び児童の福祉活動に関すること。

d　人材育成及びボランティアに関すること。

e　ボランティアセンターの運営に関すること。

f　福祉委員に関すること。

g　福祉教育に関すること。

h　福祉団体の育成支援に関すること。

i　せいかつ応援倶楽部事業に関すること。

j　団体事務に関すること。

k　その他前各号に付帯する事務に関すること。

ウ　生活支援係

a　日常生活自立支援事業に関すること。

b　成年後見事業に関すること。

c　福祉資金貸付に関すること。

d　各種相談事業に関すること。

e　その他前各号に付帯する事務に関すること。

エ　ケアサービス事業所

a　居宅介護支援事業に関すること。

b　その他在宅福祉サービス事業に関すること。

オ　地域包括支援センター

a　高齢者の総合相談支援に関すること。

b　高齢者の虐待防止及び権利擁護に関すること。

c　高齢者の介護予防ケアマネジメントに関すること。

d　高齢者の包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。

e　その他高齢者の支援に関すること。

（委任）

第５条　この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年３月３１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。